

○北方町新庁舎建築設計プロポーザル第2次審査質疑応答

番号	項目	頁等	質問事項	回答
1	実施要領		日影規制の測定水平面は、平均地盤面から4mの高さでしょうか。条例等で6.5mとする予定がありましたらご教示ください。	法定基準のとおりで、条例により変更する予定はありません。
2	様式	12, 13	様式12-1～様式13について、様式13のみA4となり用紙サイズ混在となりますが、A3はA4へ折込せずにそのままホチキス留めと考えてよろしいでしょうか。また、表紙の添付は不要でしょうか。	いずれもお見込みのとおりです。
3	様式	13	様式第13 CPDに登録していない者の認定時間数は「無し」と記入すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	様式	13	CPD実績証明書は写しの提出でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	様式	13	様式第13の「CPD認定時間数状況」ですが、「担当分野」欄にはどのような内容を記載すれば宜しいでしょうか。	北方町新庁舎建築設計プロポーザル参加表明書等作成要領P.4 オ①に記載のとおり、担当する分野を記入してください。
6	その他		持ち込みで提出する場合の時間をお教え下さい。	役場の開庁時間は午前8時30分～午後5時15分となっておりますので、開庁時間内に提出くださいますようお願いいたします。
7	その他		共同体で提出する際の記載方法や提案書の余白・表現の制限、その他計画に関する事項等、今回の御回答で改めてご指示がない事項については、第1次質問回答が2次でも有効と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	その他		概略の平面計画を提案するに当たり、必要な課と職員数の構成、議員数については「北方町新庁舎建設基本計画」を参照の上、想定すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	その他		1回目の質疑回答において、一次審査の評価が二次審査においても多少加味されるとのご回答がありましたが、二次審査における配点の内訳を公表して頂けないでしょうか。	2次審査の評価は、「技術提案等に係る部分」-90%、「上記以外に係る部分」-10%としています。
10	その他		技術提案書等の検討を進める中で、担当主任技術者の記載を求めない分野において協力事務所を追加したいと考えています。その場合、一次審査において提出した様式第8を再提出する必要がありますでしょうか。あるいは当選後に協議をさせて頂くことでよろしいでしょうか。	様式第8に変更があるとのことですので、再提出をお願いします。
11	その他		現庁舎、および公民館の平面図をご提示頂けないでしょうか。	追加資料7(庁舎及び公民館平面図)を提示します。
12	その他		新庁舎で業務を行う職員数(部課数)は、現時点では質疑回答でご提示頂きました「職員数一覧表」程度を想定されていると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	その他		計画敷地南側、県有地内に現存しております道路は、今後も廃道とはならず存続すると考えてよろしいでしょうか。	現在残っている道路は、敷地外周道路とは接続させません。廃道するかどうかについては、地権者である岐阜県の判断となります。